



Q1 食物アレルギー等での給食対応はどの様になりますか。

A1 牛乳アレルギー(乳糖不耐症を含む)の児童生徒については、1食あたり単価から牛乳単価を減額した金額を1食分として算出し、徴収するものとします。なお、食物アレルギー等があり、その日の副食の全部又は一部を喫食しない場合であっても、副食の費用は徴収します(牛乳アレルギー以外による給食費の減額はありませので、ご了承願います)。

(注) 牛乳アレルギー等を含む食物アレルギー等で年間を通じて給食を全部又は一部喫食できない場合については、医師の診断書等の情報に基づいて、学校と十分に相談していただきますようお願いいたします。

Q2 口座振替以外では支払いができないのですか。

A2 原則、口座振替となります。残高不足等で振替不納となった場合は、納付書でのお支払いとなります。なお、口座振替の手続がお済みでない場合は、納付書をお渡しますので、毎月納付期限までに納付書記載の金融機関へ持参の上、納期限までに必ず納付願います。

Q3 学校給食費の支払が遅れた場合はどうなりますか。

A3 資金不足により口座振替ができない場合は、振替期日から20日以内に督促状と納付書を送付しますので、速やかに納付願います。督促状送付後もお支払いいただけない場合は、電話催告、催告書の送付、家庭訪問等を行い、最終的には法的措置を講ずることとなりますのでご注意ください。

Q4 学校給食費の支払が遅れた場合、遅延損害金は請求されますか。

A4 遅延日数分の遅延損害金を併せて請求することがあります。

Q5 学校給食費に還付金が生じた場合、どのような手続きが必要となりますか。

A5 ご登録の口座に還付することとなります。口座のご登録がお済みでない場合には、当課が還付金の口座先を把握するための書類(学校給食費還付金口座振込依頼書)を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

Q6 当日、急に学校を休むこととなった場合、学校給食費は返還されますか。

A6 学校給食費は、「給食物資の発注」に応じてご負担いただくものとなります。一方、小・中学校等における給食提供にあたっては、1日約3万食分の給食物資を調達しています。これら大量の給食物資の調達には給食予定日の数週間前から1ヶ月ほど前に発注を完了する必要があるため、急な食材発注数の変更やキャンセルができないものとなっています。急に学校を休まざるを得ない状況になりましても、給食物資を発注しておりますため学校給食費はご負担いただくこととなります。ご了承願います。

(問い合わせ先)

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課
〒661-0024 兵庫県尼崎市三反田町1丁目1番1号 教育・障害福祉センター3階
電話番号: 06-4950-5675、ファクス番号: 06-4950-5658
メールアドレス: ama-gakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp